

令和4年度 第10回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年1月10日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年1月10日	午後1時30分	会長	杉下 和治	
	閉会	令和5年1月10日	午後1時55分	会長	杉下 和治	
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	18番 的射場 洋一		20番 橋口 京美			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 報告第4号 農地利用変更届について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農地利用集積計画(第1回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** 開会いたします。御起立願います。礼。ご着席下さい。ただ今から令和4年度、第10回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年はですね、ウサギ年ということで、飛躍の年でありますように、また皆様の御健康とそれから、御多幸をですね、お祈りいたします。そしてまた農業委員会もですね、最後の年になりますので、飛躍の年であればいいかなと思っております。一緒に頑張っていきましょう。よろしく願います。本日はですね、全員出席で総会は成立いたします。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、18番、的射場洋一委員。20番、橋口京美委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告第1号について報告いたします。資料は、2ページを御覧下さい。今回は7件の合意解約となっております。解約理由について、1番から2番は、所有権移転のため、3番から4番は、第三者貸付けのため、5番は、経営規模縮小、6番は、契約内容変更、7番は、自作のためとなっております。以上、報告いたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、3ページを御覧下さい。今回は2件の届出が提出されております。関連資料につきましては、4ページから5ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。4ページは、令和4年8月1日現在、5ページは、令和4年12月1日現在となっております。以上報告いたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、資料につきましては、6ページをお開き下さい。今回は3件ですが、1番から7ページの3番までは全て、令和4年12月6日に県公告がされた、新規の農地中間管

理事業による貸借設定となります。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地利用変更届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、報告第4号、農地利用変更届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。それでは、農地利用変更届1件について報告いたします。資料は8ページから13ページになります。届出番号1番について、町内の個人の方で、地目、台帳は田、現況は畑、面積は一筆で759平米、11ページの地図にあるとおり、県道多良木相良線の岡原支所から北へ約500メートル、百太郎溝から約50メートルにある農地で、申請者自宅西側の田であった一筆を畑へ変更するものです。約40年前から水が足らず、取入れ口も埋まった状態にあり、田としての耕作に不便を来すことから、以前より畑として利用していたようです。水利費については、13ページの百太郎溝土地改良区から意見の回答を添付しています。隣接する農地の所有者からの同意書も提出されています。午前中に現地調査班で確認済みです。これからも畑として利用され、レモン栽培を拡大していくとのこと。本人から手続をしておきたいとの申出があり、今回の届出になっております。この後、農地利用変更確認書を申請者に通知し、地目変更後に完了報告書を提出していただくこととなります。以上で報告を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は14ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号22番ですが、資料は15ページから22ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳・現況とも畑です。面積は782平米となっております。移転する契約としては、反当たり20万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地にそのまま栗を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第2班の現地調査がありましたので、申請番号22番の案件について、17番委員の谷川委員より報告をお願いします。

○**17番委員（谷川 新二君）** はい、17番委員の谷川です。農地法3条の規定により、許可申請、番号22番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告いたします。資料は、先ほど説明のあったとおり、14ページから22ページになります。21ページと22ページの地図を御覧下さい。場所は、黒田地区の百太郎溝近くの西別府公民館から西へ200メートル、上西団地から北西約150メートルの所になります。譲渡人と譲受人は共に町内の個人の方で、申請地は、栗が栽培されており、そのまま栗を栽培される予定です。両人とも、栗を栽培されておりますので、何ら問題ないかと思っておりますので、皆様の御審

議方よろしくお願ひします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号22番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は23ページからになります。今回は3件の審議をお願いいたします。

申請番号20番ですが、資料は24ページから33ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳・現況共に田、転用面積は754平米となっています。移転する内容としては、贈与による所有権移転となっています。転用の目的は、農家住宅です。27ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、岡原小学校から北東に約900メートル、岡原もぞか保育園から北東に約600メートルにある、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、その集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、農家住宅への転用は可能です。29ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号21番ですが、資料は34ページから43ページになります。譲渡人は、町外3名の個人の方で、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳、現況共に畑、転用面積は505平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額198万円となっています。転用の目的は、個人住宅です。37ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、免田小学校や、坂梨歯科医院がある第3種農地で、個人住宅への転用は可能です。39ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号22番ですが、資料は44ページから52ページになります。譲渡人と譲受人は、共に・町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、台帳・現況共に畑、転用面積は1,081平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額100万円となっています。転用の目的は駐車場です。47ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、あさぎり

子ども園と、中球磨歯科医院がある第3種農地で、駐車場への転用は可能です。49ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第2班の現地調査がありましたので、申請番号20番の案件について、7番委員の城本委員より、申請番号21番の案件について、4番委員の藤本委員より、申請番号22番の案件について、13番委員の恒松委員より報告をお願いします。

○7番委員（城本 康志君） 7番委員の城本です。午前中、現地調査をしてまいりました。資料は24ページからとなっております。譲受人、譲渡人、共に町内の方で、親子関係ともなっております。譲渡人の方が、事業計画書に選定理由もあるとおりですね、大変厳しい状態となっていて、農家住宅という現状を選ばれたようです。場所は、岡原ライスセンターから北東に500メートルいった所で、譲渡人の方のそばとなっております。将来は、農業後継者として頑張れるのではないかと考えておりますので、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

○4番委員（藤本 勇二君） それでは申請番号21番について、今朝の現地調査の報告をいたします。資料は、先ほど説明がありましたとおり、34ページから43ページになります。譲渡人は町外の3名の個人の方です。譲受人は町内の個人の方でございます。土地の所在地は、あさぎり町免田東八幡町という所になります。地目は畑で505平米でございます。転用目的は個人住宅でございます。場所はですね、地図の37ページを見ていただきたいと思いますが、真ん中に国道219号線が通っております。ほぼ八幡町の中央になりますが、それから150メートル南側のほうに入った所になります。目の前が坂梨歯科医院がありますし、旧免田中学校の武道場、あるいは体育館の近くになります。このあたりは全てですね、近く住宅街でございます。特に問題ないと判断しましたので皆さん方の御審議をよろしくお願いいいたします。以上です。

○13番委員（恒松 純生君） 13番恒松です。申請番号22番について現地調査の報告をいたします。ページとしては44ページから52ページです。譲渡人、譲受人とも町内の方で、47ページの地図を見て下さい。場所は、国道沿いのJA選果場より北200メートルぐらい入った。旧国道沿いの土地です。3種農地となっております。地目が畑で、駐車場にされるということで、現地は雑草が少し生えておりました。問題ないと思っております。審議方よろしくお願いいいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号20番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号21番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号21番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号21番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号22番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号22番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号22番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第3号 農地利用集積計画（第1回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい、資料につきましては、54ページをお願いいたします。54ページ上段の申請番号1番から、67ページの上段の23番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。同じく67ページ下段の24番から、68ページ下段の25の②番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定となります。69ページ上段の26番から、73ページ下段の35番までは、新規の賃借権の設定です。74ページの上段の36番は、新規の使用貸借権の設定です。75ページの37番から、81ページの43番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定となっています。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。82ページを御覧下さい。今回の申請は4件で、番号1番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が借入れするものです。2番から4番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。1番の買入れ価格、75万円。2番の売渡し価格、71万7,500円。3番の売渡し価格、51万2,500円。4番の売渡し価格、71万7,500円。以上の件につきましては、経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。83ページから87ページにかけて、申請地位置図、利用権設定状況一覧表及び農用地利用集積計画に係る資料を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第1回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会、第10回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月10日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 的射場 洋一

あさぎり町農業委員会 署名委員 20番 橋口 京美